

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な運転資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期運転資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ・ 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ・ 法令に基づく処分又は行政指導
 - ・ 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により、次のいずれかの経営状況にある者が農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ① 最近の決算期における粗収益が前期に比して10%以上減少
 - ② 最近3月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること
 - ③ 最近の決算期における所得率（農林漁業所得を粗収益で除したもの）が前期に比して悪化していること
 - ④ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること
 - ⑤ 金融機関との取引状況の変化により資金調達に支障を来していること

- (2) 借入限度額
- ・ 簿記記帳を行っている者は、経営規模に応じて、年間経費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額（ただし、300万円に満たない場合は300万円）
 - ・ それ以外は、300万円

(3) 借入金利：1.45%（平成20年10月21日現在）

(4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの信用農協連合会 など